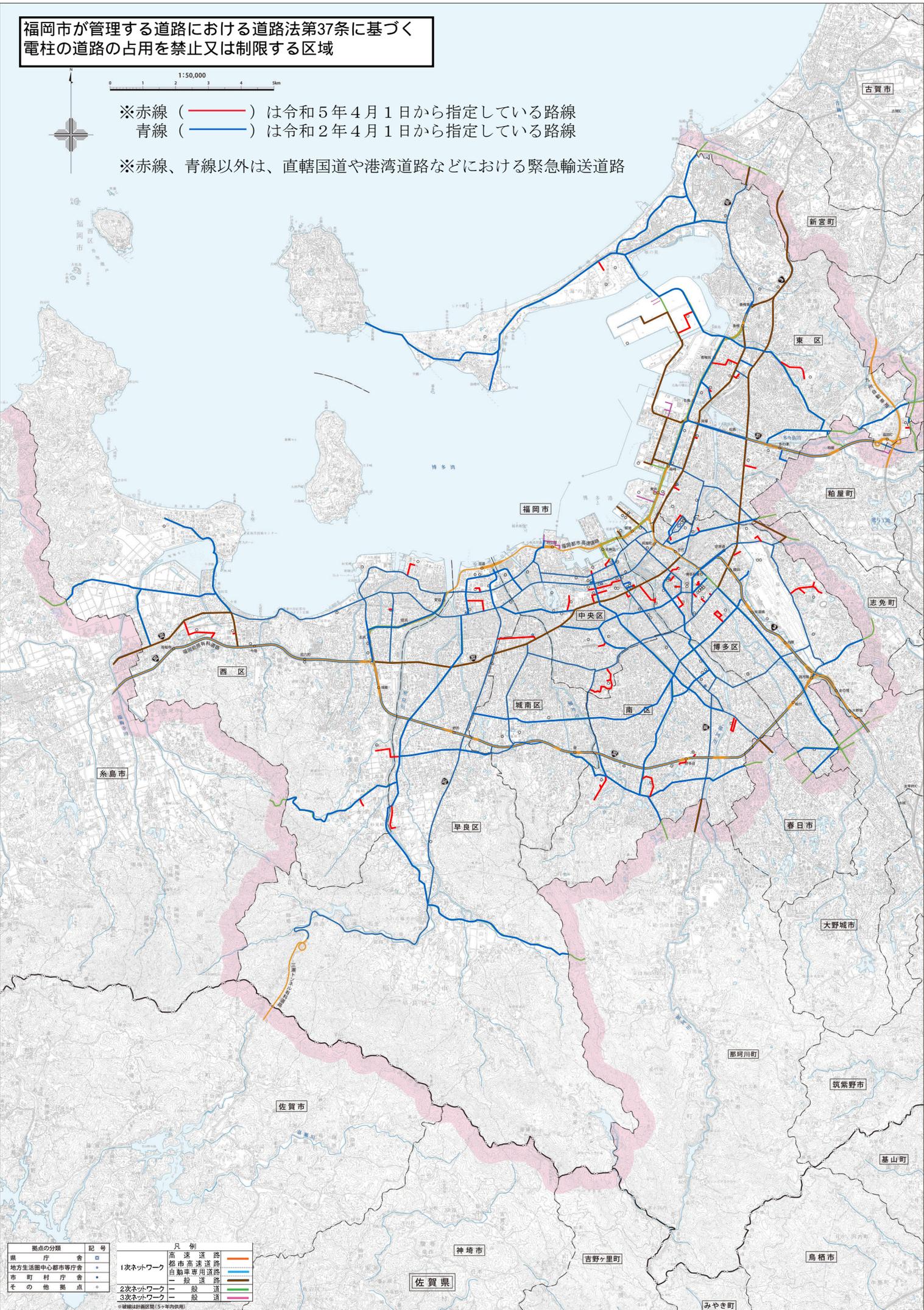


福岡市が管理する道路における道路法第37条に基づく電柱の道路の占用を禁止又は制限する区域



※赤線 (—) は令和5年4月1日から指定している路線
 青線 (—) は令和2年4月1日から指定している路線

※赤線、青線以外は、直轄国道や港湾道路などにおける緊急輸送道路



拠点の種類	記号	凡例
県庁舎	□	1次ネットワーク
地方生活圏中心都市庁舎	●	高速道路
市町村庁舎	○	都市高速道路
その他拠点	○	自動車専用道路
		一般道路
		2次ネットワーク
		一般道路
		3次ネットワーク
		一般道

※路線(計画)区間(5ヶ年内供用)